明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一二）　一
○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（**文部科学・環境**一）　三
○環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（**環境**五）　三

〔告　示〕
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（**総務**六六）　四
○管理規程の細目を定める件（**同**六七）　四
○平成二十七年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件（**文部科学**三七）　四
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**三〇一～三〇三）　四
○自動車専用道路に関する件（**関東地方整備局**八九）　四
○道路に関する件（**同**九〇、九一）　四
○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**九二）　四
○荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**九三）　四
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**三八）　四
○道路に関する件（**中部地方整備局**三二、三三）　四
○都市公園の供用を開始する件（**同**三四）　四
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二五）　四
○道路に関する件（**九州地方整備局**三〇、三一）　四
○自動車専用道路に関する件（**同**三二）　四
○釧路川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**北海道開発局**二五）　四

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　四九
北海道開発局公示（北海道開発局）　四九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正、独立行政法人国立高等専門学校機構平成二十五事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　六一
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六一
会社その他
会社決算公告　九六

省　令

○総務省令第十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号に次のように加える。

ニ　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少

第九条に次の一項を加える。

8　法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

第十四条第一号中「第三条第二項第四号」を「第三条第二項第三号」に、「及び第二十七条の二第二号イ」を「、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号」に改める。

第二十七条の二第二号ロ中「第二十七条の五第一項第一号」を「第二十七条の五第一項第一号及び第九号」に改め、同号ニ中「及び第二十七条の五第一項第四号」を「並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号」に改め、同号ホ中「第三条第二項第七号の二」を「第三条第二項第八号」に「及び第二十七条の五第一項第四号」を「並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2　法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二　電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

第二十七条の三中「第四十二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

第二十七条の四中「第四十二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号イ中「第二十六条に規定するアナログ電話用設備」を「第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）」に改め、同条第二号イ中「従来事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に、「同令」を「事業用電気通信設備規則」に改め、同号ロ中「従来」を削り、「イに規定するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に改める。

第二十七条の五第一項中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第一号中「事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に改め、「総合デジタル通信用設備」の下に「（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）」次に掲げる書類」を加え、同項第二号中「電気通信番号規則」を「法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則」に「限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備